魚津市告示第63号

市道路線の認定及び廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、次の道路を市道として認定し及び廃止したので、同法第9条及び同法第10条第3項の規定により準用する同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、魚津市役所建設課において令和6年3月31日から令和6年4月30日まで一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

魚津市長 村椿 晃

市道認定調書

路線番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	作主 九日 九日
223	吉島団地六郎丸線	六郎丸1052番	
		六郎丸33番	
1620	本江24号線	本江五反田割1211番2	
		本江五反田1179番	
3254	吉島29号線	吉島字豆田2429番7	
		吉島394番 1	
4210	六郎丸1号線	吉島字五十里2456番3	
		六郎丸2390番	

市道廃止調書

路線番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
223	吉島団地六郎丸線	六郎丸1055番	
		六郎丸33番	
1620	本江公民館横線	友道字砂田1407番	
		本江五反田1179番	
3254	吉 島 29 号 線	吉島字豆田2389番 1	
		吉島394番 1	
4210	六郎丸1号線	吉島字五十里2456番1	
		六郎丸2390番	